

処方せんの疑義照会に関する事前合意書

2019年9月11日

医師と薬剤師により作成・合意したプロトコール（Ver.1.1）に基づく下記業務を薬剤師が実施することにお互い同意する。院外処方せんに係る疑義照会プロトコールであるが、院内処方においても同様に取り扱う。

なお、保険薬局との合意に関しては必須ではないが、希望があれば薬剤部長と合意書を交わすこととする。

《目的》

- ・保険薬局での患者待ち時間短縮

《保険薬局薬剤師が行う業務》

- ・プロトコールに従って適切に判断・実施
- ・所定の書式に従って処方医に事後報告

《病院薬剤師が行う業務》

- ・保険薬局からの報告をマニュアルに従い処理
- ・医師に注意喚起が必要と判断した場合は医師に直接報告

プロトコルは別紙参照

以上

病院長

木村和伸

クリニック長

花立史香

薬剤部長

松本 利恵

疑義照会プロトコール (Ver.1.1)

①代替調剤

疑義照会が必要である代替調剤「院外処方箋関連マニュアル 2-5 代替調剤」の項目内の表の×（疑義照会必要）あるいは△（薬価が高くなる場合）に対して、以下の条件を全て満たしたものに関しては疑義照会をしなくても医師の了承を得たものとして代替調剤を可とする。

- 1) 「変更不可」欄に「レ」又は「×」の記載と処方医の署名がないもの
- 2) 変更調剤に関して、患者に適切な説明を行い同意が得られた場合、または患者の要望により変更する場合
- 3) 効能効果や用法・用量（成分量）が同じである
- 4) 変更調剤後の報告書提出

提出方法は「院外処方箋関連マニュアル 2-5 代替調剤」を参照。

②残薬調整

処方箋の「疑義照会した上で調剤を実施」にチェックがないかぎり、患者の同意を得た上で、必要に応じて患者指導を実施、各薬局薬剤師の判断で実施すること。残薬調整は、継続が必要な薬剤で残薬が存在する場合の調整であり、以後不要な状況であれば疑義照会すること。また、残薬発生状況が患者に危険が生じると判断した場合は、書面での報告に加え電話にて状況報告すること。報告方法は「院外処方箋関連マニュアル 2-6 残薬調整報告書」を参照。

③一包化調剤

- 1) 一包化指示がなくても、保険診療上かつ薬学的に問題がないと判断した場合は、疑義照会なしに実施してもよい。逆に、一包化指示であるが、一包化不要の場合も同様。
- 2) 報告は当院専用書式（疑義照会）を用いる。一包化が必要あるいは不要な理由を明記すること。

④毎日服用でない製剤や外用薬の数量処方ミスによる日数・数量変更

- 1) 週一回製剤の日数や外用薬の数量等の処方ミスであることが明らかな日数・数量の変更是、次回診察日等確認の上、適切な日数・数量に変更して良い。ただし、処方日数・数量の減少のみとする。なお、湿布薬の日数に関しては他薬剤の処方日数等考慮し適宜変更してもよい。ただし、用法の変更は疑義照会すること。
- 2) 隔日服用等コメントに記載がある薬剤でコメントと処方量に相違がある場合は疑義照会すること。

3) 報告は当院専用書式（疑義照会）を用いる。

⑤外用薬の使用部位の記載

- 1)外用薬の使用部位の記載がない場合、患者等からの聞き取りにて使用部位が明確である場合は、疑義照会不要。
- 2)用法の変更は疑義照会必要。
- 3)報告は当院専用書式（疑義照会）を用いる。